

公益社団法人 砥粒加工学会
砥粒加工学会シニア会規程

2021 年 12 月 17 日理事会制定

第 1 条（総則）

公益社団法人砥粒加工学会（以下、本会）は、以下に定めるシニア会を設置することができる。

第 2 条（目的）

シニア会は会員相互の親睦・交流ならびに情報交換を図ると共に、学生や若手会員にシニアの持つ経験、技術、知恵の伝承、継承に努めることにより、若手会員の育成や成長を図ることを通して、本会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（会員資格）

65 歳以上の個人会員で、シニア会に登録した者をもってシニア会会員とする。賛助会員企業の社員でも、登録時に個人会員資格を有して登録できる。

第 4 条（講習会等の参加費の扱い）

前項目的を達成するため、本学会および地区部会が主催する講演会、大会にあたっては、別途定められるシニア参加費で聴講できる。ただし、聴講以外の有料サービス、専門委員会の主催する講演会は対象外とする。

第 5 条（活動）

シニア会は前項の目的を達するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流ならびに情報交換のための交流会を開催する。
- (2) 交流会への参加や講習会への講師派遣など、若手主催の各種活動をその要請に応じて支援する。
- (3) 学会本部、地区部会等の要請に応じて各種の学会活動を支援する。
- (4) 企業や若手会員などからの技術相談に応じるなど、要請に応じて学会の人材育成活動などを支援する。
- (6) その他シニア会の目的に沿う活動を行う。

第 6 条（組織）

シニア会は、活動実施のため運営委員会を設ける。

- 2 理事会への活動報告は担当理事が当たる。

第 7 条（運営委員会）

運営委員会は委員長 1 名、副委員長若干名、幹事 1 名、運営委員若干名で構成し、理事会との連絡役として別途、担当理事（満足度向上委員会委員長） 1 名を加える。尚、当該委員長をシニア会会長、副委員長をシニア会副会長と称することができる。

- 2 運営委員は担当理事を除いて、シニア会会員の中から総務部会の推薦に基づいて選出する。
- 3 委員長は運営委員の互選により、副委員長・幹事は運営委員より委員長の指名により選出する。
- 4 運営委員の任期は、原則 1 期 2 年とする。

第 8 条（事業年度）

シニア会の事業年度は、1 月 1 日から 12 月末日までとする。

第 9 条（活動計画・活動報告）

シニア会は当該年度の活動計画(予算含む)および活動報告(決算含む)について、担当理事を通して理事会に諮り承認を得るものとする。

第 10 条（実務組織の設置）

事業に応じて実務組織をおくことができる。その構成員は、運営委員会によりシニア会会員の中から選出する。

第 11 条（活動経費）

本部からの交付金および事業収入で支弁し、残額は本部会計に組み入れる。

第 12 条（契約形態）

特定団体・企業等との間で契約が必要となる場合の取り扱いは以下を原則とする。

- (1) シニア会会員が特定団体・企業等の技術課題解決等の支援を行う場合は、本会はマッチングを行うのみとし、会員個人と特定団体の間で個別に契約するものとする。
- (2) 講習会(出前講座)や受託事業等において、特定団体・企業等との契約が必要となる場合は本会で契約することとし、案件に関して理事会の承認を得る。

第 13 条（本規程の変更）

本規程を変更しようとするときは、総務部会の同意を得て、理事会の承認を得ることとする。

改定履歴

- (1) 2021 年 12 月 17 日 第 6 回理事会制定
- (2) 2022 年 6 月 24 日 第 3 回理事会にて、第 3 条より「定年退職した」の語句を削除承認
- (3) 2023 年 10 月 28 日 第 5 回理事会にて、第 2 条、第 5 条、第 6 条修正